平成２１年（フ）第２２９号
長野県上田市真田町傍陽831番地１
債務者　堀内　弥生（旧姓寺内）
１　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４３号
三重県伊賀市千戸1687番地の200
債務者　西浦　智香（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３３８号
兵庫県伊丹市山田２丁目３番９号白井文化203号
債務者　谷　ひろみ
１　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３６号
兵庫県伊丹市平松７丁目６番１―221号
債務者　柴垣　絵美（旧姓黒田）
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８６号
山口県下関市王喜本町４丁目５番４―202号
債務者　山崎　健司
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
山口県下関市王喜本町４丁目５番４―202号
債務者　山崎　圭子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
山口県下関市宝町25番６―501号　市営宝住宅６
債務者　畑中　貴隆
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番10号　双光園309号、前住所佐賀県唐津市二タ子4748番地１　吉田アパート
債務者　諸星　智子（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１３５号
佐賀県唐津市相知町楠14番地
債務者　藤田　亜妃
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１３８号
佐賀県唐津市熊原町3139番地５、前住所静岡県富士宮市小泉1956番地　グリーンヒルズ和101号室
債務者　牧山　節子
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９１４号
熊本市出水３丁目７番31号
債務者　友口　　弘
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７８号
熊本市明徳町432番地１
債務者　浅井　末美
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７９号
熊本市八景水谷４丁目５番45―601号
債務者　榊　　祥一
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００６号
熊本市新外２丁目１番５―302号
債務者　竹志田　智
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００７号
熊本市新外２丁目１番５―302号
債務者　竹志田智子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５９号
福島県いわき市四倉町字鬼越141番地
債務者　今福知以子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３００号
富山市辰尾205番地市営住宅176号
債務者　上野　直美
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県洲本市由良町内田719番地、前住所兵庫県洲本市小路谷1053番地15　317号
債務者　木寅　里子（旧姓髙木）
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係